

高萩・北茨城広域事務組合専決及び代決規程

令和元年10月1日

訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、管理者及び会計管理者の権限に属する事務の決裁について必要な事項を定め、職務執行の適正化を図るものとする。

(事務決裁等)

第2条 事務決裁については、北茨城市専決及び代決規程（昭和42年北茨城市訓令甲第1号。以下次項において「市規程」という。）の例による。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」と、「副市長」とあるのは「副管理者」と、「部長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

2 市規程第4条の規定を準用する別表第4及び別表第5の表については、別表第1及び別表第2のとおりとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

物品等の購入・修繕及びその他の契約関係

専決事項		副管理者	事務局長	課長	備考
物品及び原材料の購入	購入の決定	1,000万円未満	100万円未満	10万円未満	
	業者の指名及び予定価格の決定	500万円以上	500万円未満	50万円未満	
	契約の締結	5,000万円未満	500万円未満	50万円未満	
	検収			50万円以上	
物品の修繕	修繕の決定	1,000万円未満	100万円未満	10万円未満	
	業者の指名及び予定価格の決定	5,000万円未満	500万円未満	100万円未満	
	契約の締結	5,000万円未満	500万円未満	100万円未満	
	検収			50万円以上	
その他の契約（役務費、委託料、使用料及び賃借料関係）	執行の決定	1,000万円未満	100万円未満	5万円未満	工事を伴うものについては、工事請負関係を適用する。
	業者の指名及び予定価格の決定	500万円以上	500万円未満	100万円未満	
	契約の締結	5,000万円未満	500万円未満	100万円未満	
	検収		500万円以上	500万円未満	

別表第2（第2条関係）

工事請負関係

項 目	副管理者	事務局長	課 長	備 考
工事支出負担行為の決定	3,000万円未満	1,000万円未満	100万円未満	
工事請負人の指名				北茨城市建設工事請負業者選考規程（昭和57年北茨城市訓令第5号）の例による。
工事予定価格の決定	1,000万円以上	1,000万円未満	500万円未満	
入札の執行		○		
請負契約の締結	5,000万円未満	1,000万円未満	500万円未満	
工事の監督命令			○	
工事着工届及び工事竣工（出来形）届けの受理			○	
工事の中間検査、竣工検査及び出来形検査		1,000万円以上	1,000万円未満	
工事の中間検査、竣工検査及び出来形検査の立会			○	
工事施工期間延長の承認及び工事施工一時中止（解除）の通知	○			
前払金保証書の受理			○	
工事の監督命令			○	
下請負人の通知書の受理			○	
工事資材単価票の作成		○		

備考1 工事には、修繕工事を含む。

2 「○」は、全額とする。